

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

2023年（令和5年）10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。

同制度のもとでは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

詳細については国税庁のホームページ等をご確認いただき、制度をご理解いただいたうえで、適宜ご準備・ご対応ください。

本学園につきましては、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下にお知らせいたします。

[氏名又は名称]	学校法人中西学園
[適格請求書発行事業者登録番号]	T7180005007371
[本店又は主たる事務所の所在地]	愛知県日進市岩崎町竹ノ山57番地

インボイス制度に関する一般的なご相談は、国税庁の専用ダイヤルにお問合せください。

専用ダイヤル 0120-205-553

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）